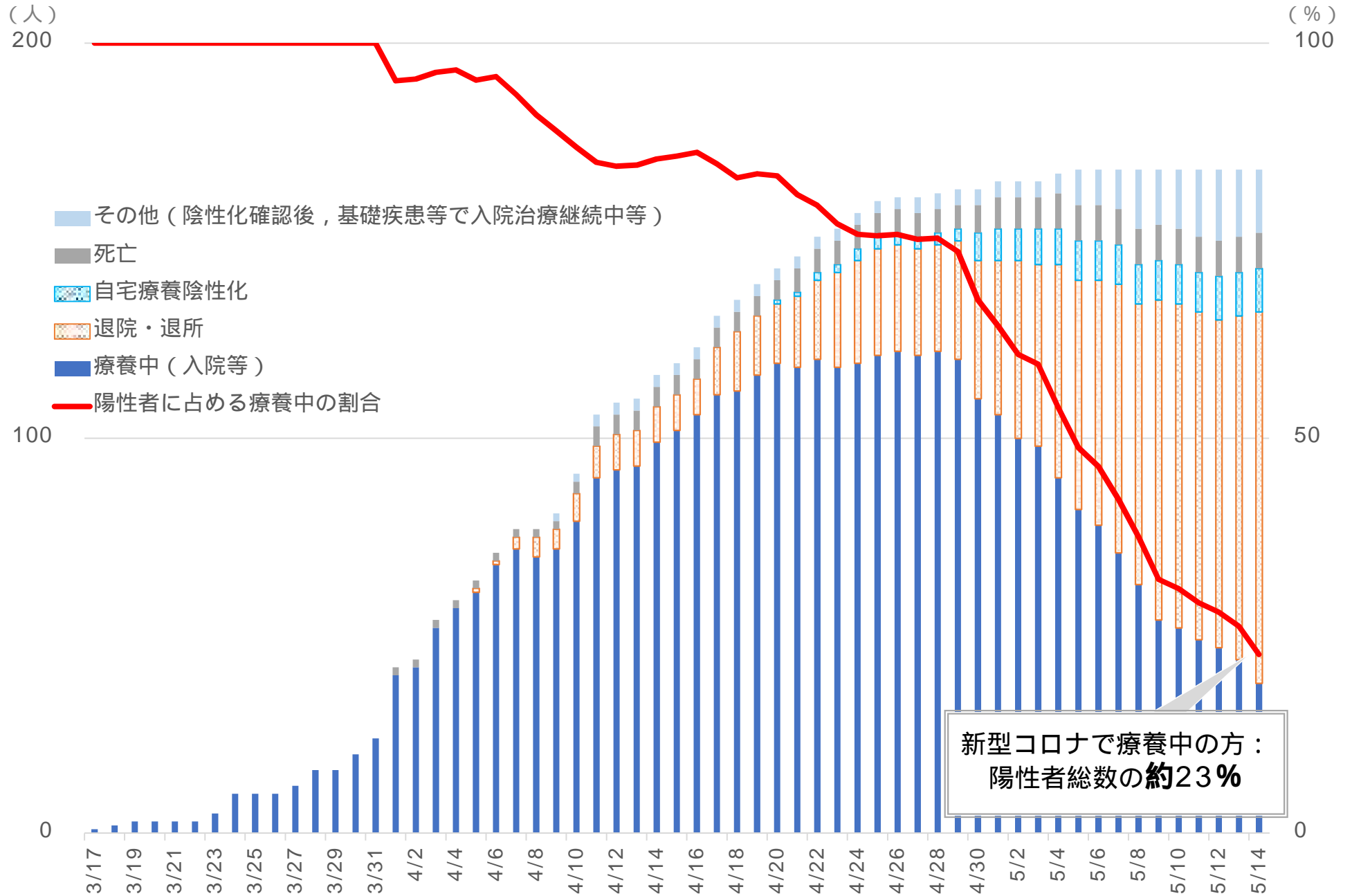
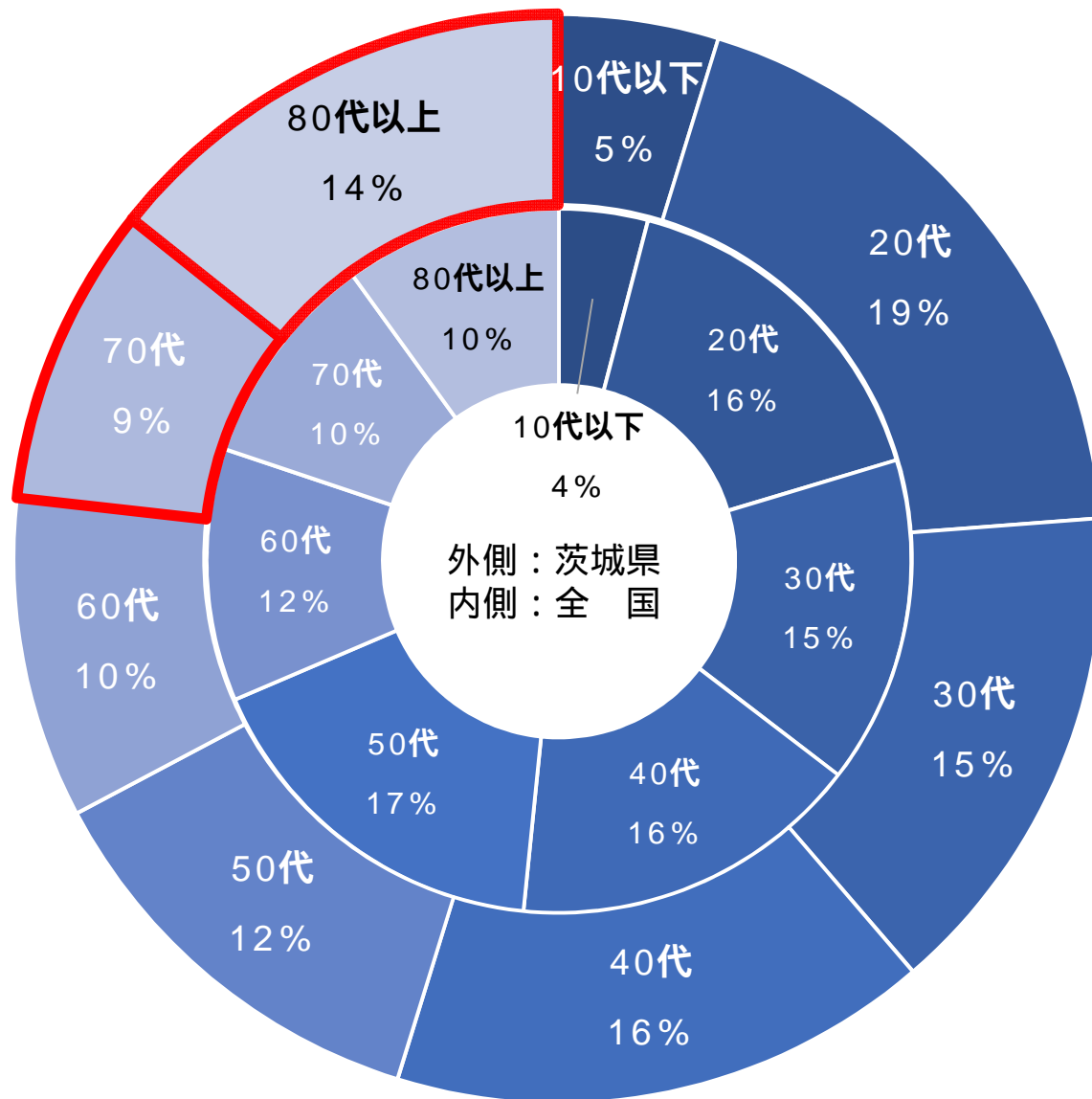


新型コロナウイルス感染症の県内陽性者の状況

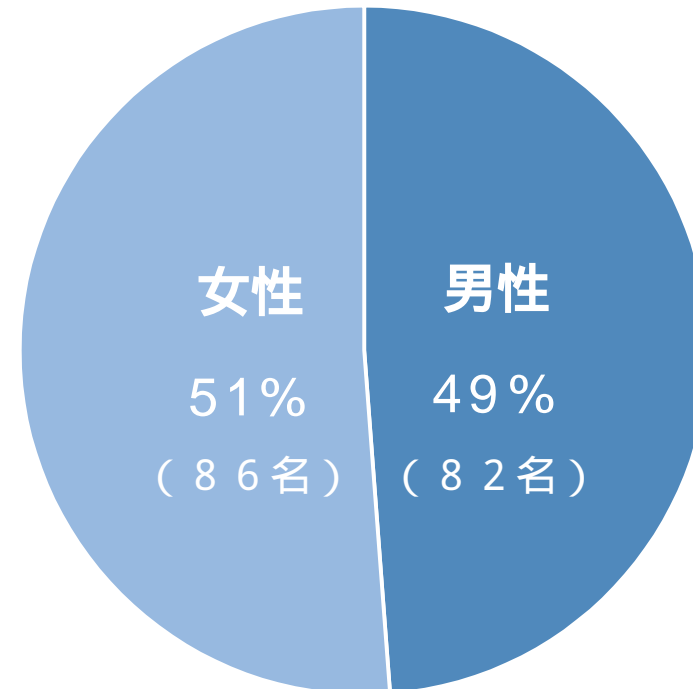


県内陽性者の内訳（年齢別・性別）

年齢別比較



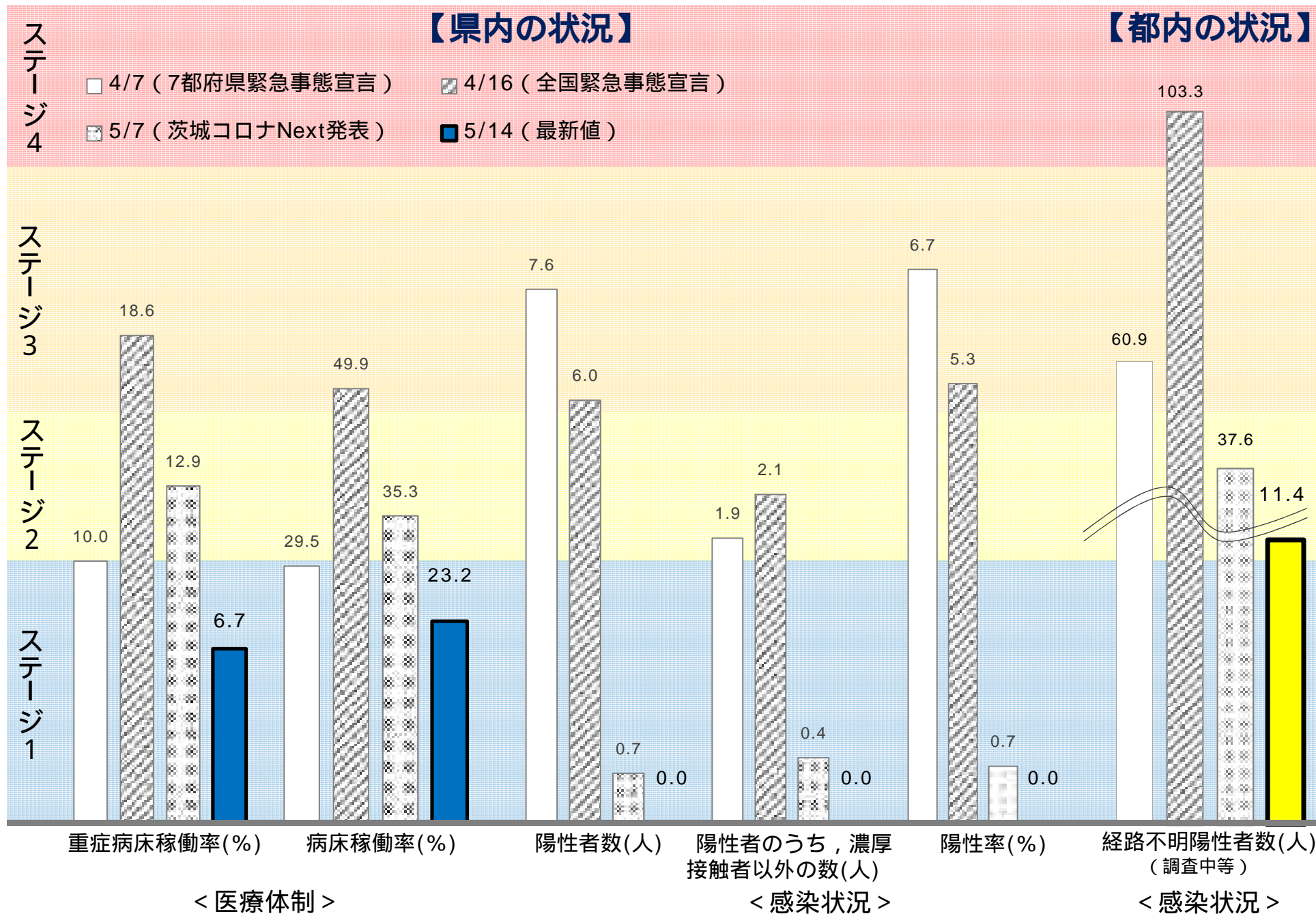
性別比較



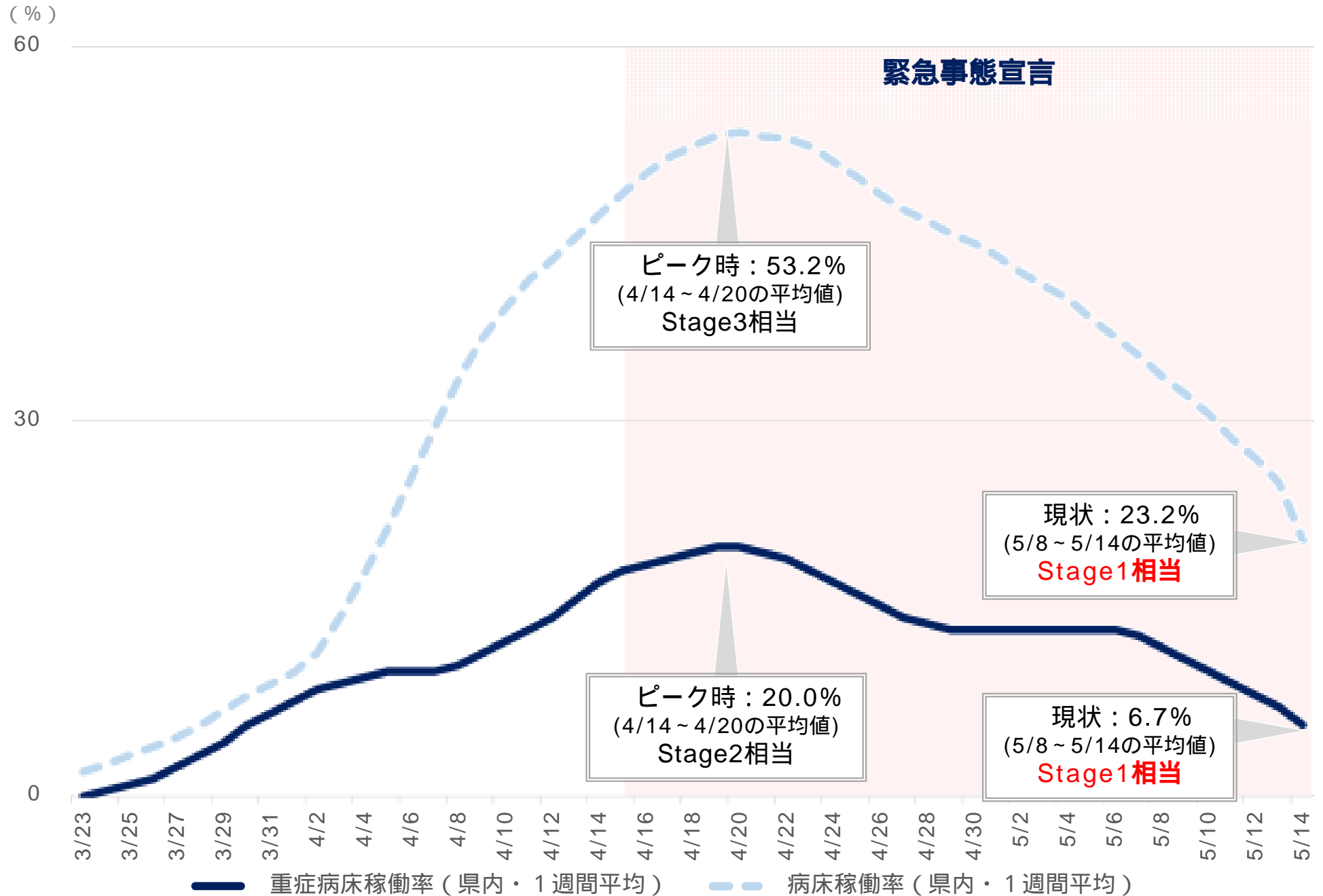
県内の陽性者について、性別による大きな差は見られない。

70歳以上の方が全体に占める割合は、**県内で1/4**、**全国で1/5程度**となっており、高齢者の外出自粛や高齢者施設での感染防止徹底には注意が必要。

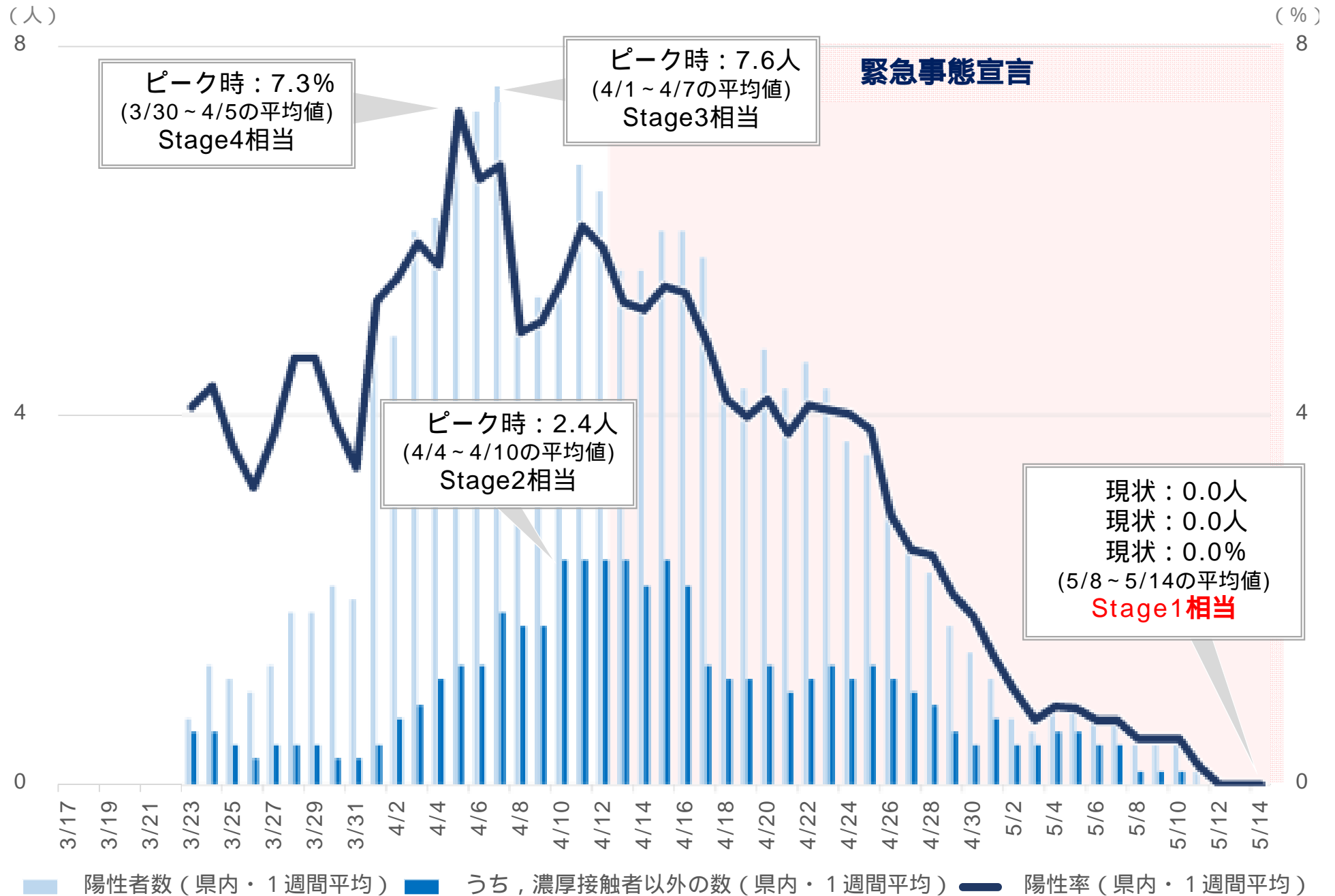
「緊急事態措置等の強化・緩和に関する判断指標」の推移



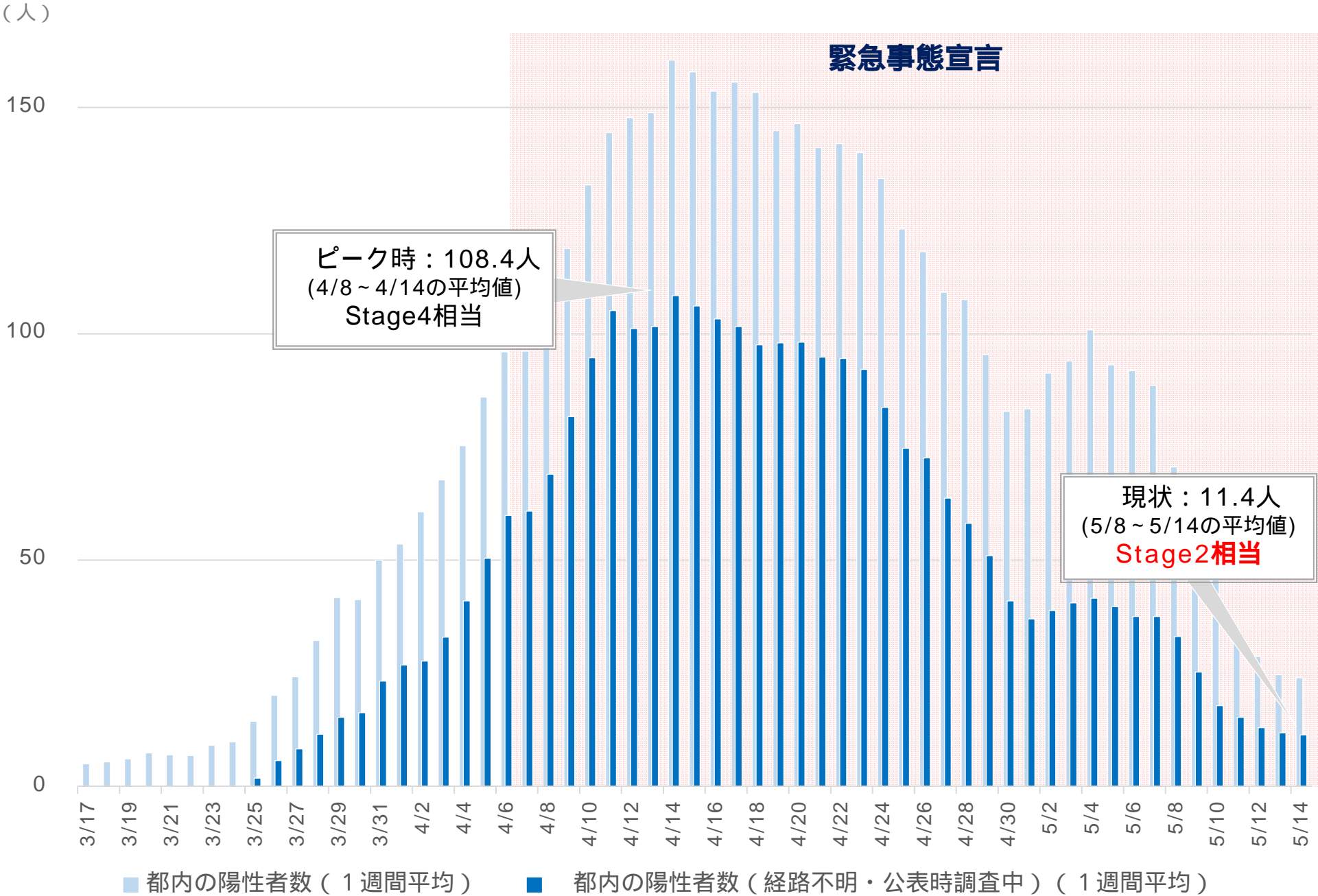
県内の医療提供体制（病床稼働率）



県内の感染状況（陽性者数・陽性率）



都内の感染状況（陽性者数）

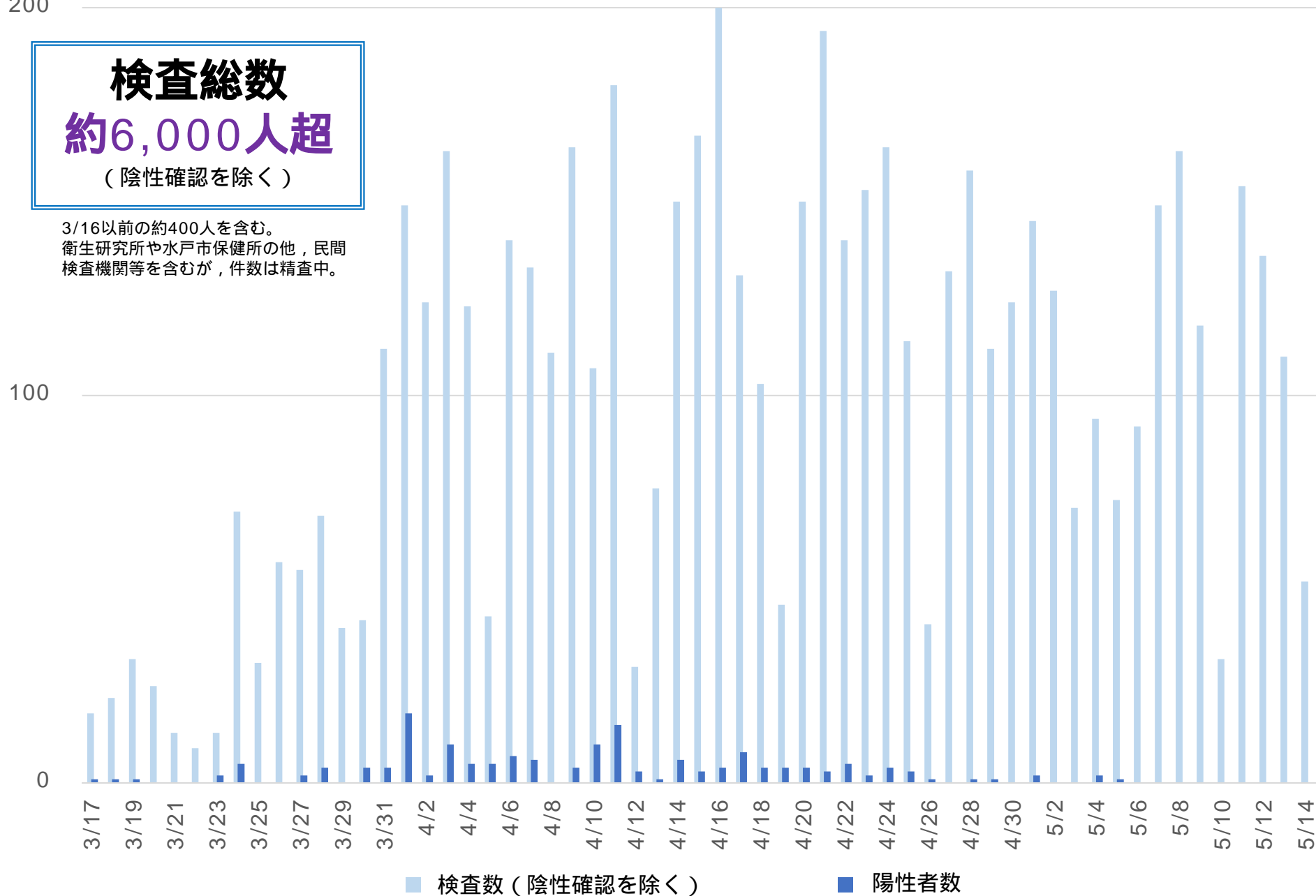


県内におけるPCR検査の状況

(人)
200

検査総数
約6,000人超
(陰性確認を除く)

3/16以前の約400人を含む。
衛生研究所や水戸市保健所の他、民間
検査機関等を含むが、件数は精査中。



社会経済活動再開に向けた対策の段階的緩和について

【本県の基本方針】

第1段階

この1週間の本県の県内・都内の感染状況，県内の医療提供体制の指標の状況は，**Stage 1** に該当

< 本県の対策Stage >

5月18日以降 Stage 3 に緩和

第2段階

今後1週間程度，引き続き陽性者数等が抑制できれば...

5月25日以降 Stage 2 へ対策の緩和を予定

< Stage 3 2への緩和を1週間で行う理由 >

- ・ 本県が，特定警戒都道府県のみならず緊急事態宣言も解除されたこと
- ・ 判断指標について，Stage 1の状態が1週間続いていること

今後，判断指標によりStageを決定し，対策の緩和又は強化を実施
対策の緩和：2週間程度で実施 対策の強化：迅速に対応

緩和にあたっての留意事項

引き続き、業種ごとのガイドラインや政府が作成した「**新たな生活様式**」を参照し、感染拡大防止に向けた取組を継続してください。

県境をまたぐ移動、特に、緊急事態宣言の都道府県（**東京都・千葉県・埼玉県等**）との不要不急の往来（帰省・観光等）は自粛してください。

県境の施設や観光地の事業者の皆様は、県外、特に、緊急事態宣言の都道府県からの誘客をお控えください。

茨城版コロナNext（コロナ対策指針）

項目	Stage4	Stage3	Stage2	Stage1
主な判断基準 (1週間平均)	【感染爆発・医療崩壊のリスクが高い状態】 陽性者数 - 県内増加(10人/日超) - 都内経路不明(100人/日超) 重症病床稼働率60%超 - 病床稼働率70%超	【感染が拡大している状態】 陽性者数 - 県内増加(10人/日以下) - 都内経路不明(100人/日以下) 重症病床稼働率60%以下 - 病床稼働率70%以下	【感染が概ね抑制できている状態】 陽性者数 - 県内増加(5人/日以下) - 都内経路不明(50人/日以下) 重症病床稼働率30%以下 - 病床稼働率45%以下	【感染が抑制できている状態】 陽性者数 - 県内増加(1人/日以下) - 都内経路不明(10人/日以下) 重症病床稼働率10%以下 - 病床稼働率30%以下
外出自粛 ()概ね70代超基礎疾患有,妊産婦等の重症化リスク高	× 一般の方 × 高齢者等() × 平日昼間 × 週末・夜間 × 東京圏 × イベント	一般の方 × 高齢者等 平日昼間 週末昼間 × 夜間 × 東京圏 × イベント(不特定多数&大規模)	一般の方 × 高齢者等 平日昼間 週末・夜間 × 東京圏 × イベント(不特定多数&大規模)	一般の方 高齢者等 平日昼間 週末・夜間 東京圏 × イベント(不特定多数&大規模)
休業要請 (営業時は全業種においてガイドライン順守を徹底)	遊技・遊興施設,文教施設等,幅広く対象 食事提供施設は営業時間を短縮	3つの密が重なりやすい業種に限定 劇場・食事提供施設等はガイドラインを遵守し営業。(時間短縮なし)	濃厚接触が避けられない,感染経路がたどりにくい業種に限定	新たな日常ルールの徹底(休業要請は行わない)
学校再開	× 県立学校休業 分散登校(週1日) (市町村立学校も同様の対応)	× 県立学校休業 分散登校(週1~2日程度,ただし,小1,小6,中3,高3は登校日数を特に配慮) (市町村立学校も同様の対応)	× 県立学校休業 分散登校(週3~5日程度.ただし,小1,小6,中3,高3は登校日数を特に配慮) × 部活動 × 給食 (特別支援学校は分散登校_週1日)	通常登校 通常授業 部活動(×他県との練習試合,合宿等) 給食 (特別支援学校は分散登校から段階的に通常登校へ移行)

(注) 医療施設, 高齢者施設, 障害者施設は最大級の厳重な対策を維持

新しい生活様式の実践について

県民の皆様には，社会経済活動を段階的に再開するにあたり，政府が公表した「**新しい生活様式**」の実践について協力をお願いします。

県境をまたぐ移動，特に，感染が流行している地域（**東京圏等**）から（へ）の帰省・旅行・誘客など不要不急の往来自粛については，協力をお願いします。

【「新しい生活様式」の実践例（主なもの）】

1 一人ひとりの基本的感染対策

人との間隔は，できるだけ2m（最低1m）空ける。

感染が流行している地域（**東京圏等**）からの移動，感染が流行している地域への移動は控える。

2 日常生活を営む上での基本的な生活様式

まめに手洗い・手指消毒 「3密」の回避（密集，密接，密閉）

3 日常生活の各場面別の生活様式

買い物 通販を利用。1人または少人数ですいた時間に。

公共交通 会話を控えめに，混んでいる時間帯は避けて利用。

スポーツ 公園はすいた時間，場所を選ぶ。ジョギングは少人数で。

食事 持ち帰りや出前，デリバリーも。大皿は避けて，料理は個々に。

冠婚葬祭 多人数での会食は避けて。

4 働き方の新しいスタイル

テレワークやローテーション勤務

時差通勤でゆっくりと

会議はオンライン

Stage3における外出自粛要請の緩和

【Stage 3】

原則

・ **平日昼間，週末昼間** 解除

・ 夜間 継続

例外

・ 概ね70歳以上のご高齢の方，基礎疾患をお持ちの方，妊産婦の方など，重症化のリスクが高い方（不要不急の外出） 継続

・ 東京圏 継続

・ イベント（不特定多数&大規模） 継続

【Stage 2】

原則（Stage 3に加え夜間の外出を解除）

・ 平日昼間，週末昼間，夜間 解除

例外（Stage 3と変更点なし）

・ 概ね70歳以上のご高齢の方，基礎疾患をお持ちの方，妊産婦の方など，重症化のリスクが高い方（不要不急の外出） 継続

・ 東京圏 継続

・ イベント（不特定多数&大規模） 継続

Stage3における休業要請範囲の緩和

【Stage 3】

休業要請対象業種 (~~24~~ 19業種 (3つの密が重なりやすい業種))

種類	業種
遊興施設等	キャバレー , ナイトクラブ , ダンスホール , スナック , バー , ダーツバー , パブ , 性風俗店 , デリヘル , アダルトショップ , 個室ビデオ店 , カラオケボックス , ライブハウス 接客において、概ね1m以上の間隔を維持できない施設に限る
劇場等	劇場 , 観覧場 , プラネタリウム , 映画館 , 演芸場 休業要請を解除
運動・遊技施設	スポーツクラブ , ホットヨガ , ヨガスタジオ , パチンコ店 , マージャン店 , ゲームセンター

営業時間短縮要請業種 (朝5時から夜8時までの間の営業、酒類の提供は夜7時まで)

種類	業種
食事提供施設	飲食店 , 料理店 , 喫茶店 , 和菓子・洋菓子店 等 —宅配—テイクアウト除く 営業時間短縮要請を解除

劇場等及び食事提供施設は、ガイドラインの順守を前提に、休業要請等を解除

【Stage 2】

休業要請対象業種 (10業種 (濃厚接触が避けられない、感染経路がたどりにくい業種))

種類	業種
遊興施設等	キャバレー ¹ , ナイトクラブ ¹ , ダンスホール ¹ , スナック ¹ , バー ¹ , パブ ¹ , カラオケボックス ² , 性風俗店 , デリヘル , ライブハウス 1 接客において、概ね1m以上の間隔を維持できない施設に限る 2 概ね1m以上の間隔を維持できない施設に限る (少人数 (1~3人) や家族等での利用は可とする)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため 行っていただきたい取組（ガイドライン）

事業活動を行うにあたり，以下の取組及び各業界団体が策定するガイドラインの遵守をお願いします

【各業種共通ガイドライン】

1. 社会的距離の確保対策（2メートル以上（最低1メートル））

- 社会的距離を確保した客席の配置，利用設備・機材の設置
- 施設への入場前，施設利用中において，周囲の人との社会的距離を保つよう表示・周知
- 対面する場所にビニールカーテン等を設置
- 混雑時における入場制限（整理券配布等）

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 従業員及び来客等のマスク着用，手洗いの徹底，消毒液の設置，ごみ廃棄時の衛生管理，衣類のこまめな洗濯
- 従業員の体調管理，（滞在時間が長い場合）来客等の入場時体調チェック

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- 客席，テーブル，利用設備・機材等についての消毒（ほか座席へ交換カバー設置等）
- 店舗入り口，各部屋のドア等2方向以上の窓又は扉を開け毎時2回以上換気

4. キャッシュレス・チケットレスの推進

5. 県外，特に，緊急事態宣言の対象都道府県からの来店の抑止

（店頭におけるチラシの掲示等による注意喚起）

6. 感染の発生に備えた情報収集

- 接触検知アプリやSNS等の技術を活用した，施設利用者に係る感染状況等の把握

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため 行っていただきたい取組

飲食店等の例

事業活動を行うにあたり，以下の取組及び各業界団体が策定するガイドラインの遵守をお願いします

1. 社会的距離の確保対策（2メートル以上（最低1メートル））

隣の人と一つ以上空け，互い違いに座る，対面せず，片側に座る等
定員の半分程度の人数で部屋を提供
テイクアウト等に積極的に対応

社会的距離を確保した客席の配置，利用設備・機材の設置
施設への入場前，施設利用中において，周囲の人との社会的距離を保つよう表示・周知
対面する場所にビニールカーテン等を設置
混雑時における入場制限（整理券配布等）

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

従業員及び来客等のマスク着用，手洗いの徹底，消毒液の設置，ごみ廃棄時の衛生管理，衣類のこまめな洗濯
従業員の体調管理，（滞在時間が長い場合）来客等の入場時体調チェック

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

トング等共用物の定期消毒（1回/30分）
大皿での提供は避ける
テーブルにフォーク等を多く設置
テーブルへの共用調味料・冷水ポット等の設置を避ける
飲料を提供する場合は，できるだけ使い捨て紙コップ等を利用

客席，テーブル，利用設備・機材等についての消毒（ほか座席へ交換カバー設置等）
店舗入り口，各部屋のドア等2方向以上の窓又は扉を開け毎時2回以上換気

4. キャッシュレス・チケットレスの推進

5. 県外，特に，緊急事態宣言の対象都道府県からの来店の抑止

（店頭におけるチラシの掲示等による注意喚起）

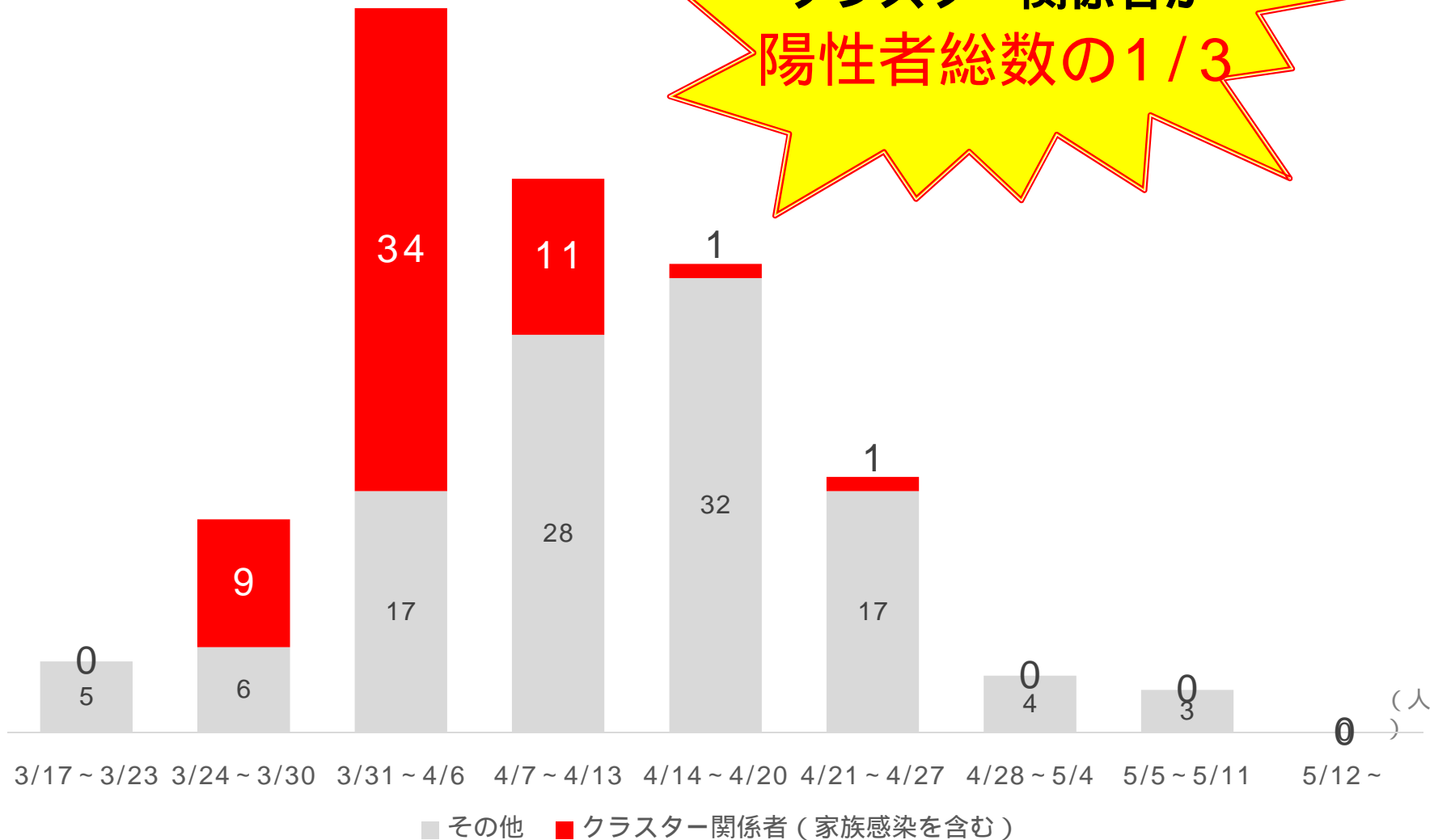
6. 感染の発生に備えた情報収集

接触検知アプリやSNS等の技術を活用した，施設利用者に係る感染状況等の把握

部分は，飲食店に行って
いただきたい取組
それ以外は各業種共通の取組

茨城県内における新型コロナウイルス感染症の発生状況

陽性者のうち
クラスター関係者が
陽性者総数の1/3



茨城県の新たなPCR検査体制

医療体制の確保やクラスター防止等を念頭に、更に検査体制を強化し
医療機関、高齢者・障害者福祉施設内の感染リスクを可能な限り低減

相談・受診の目安

厚生労働省（R2.5.8通知）

一般の方

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状
- ・発熱、咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
症状が4日以上続く場合は必ず相談

高齢者など重症化しやすい方

- ・発熱、咳など比較的軽い風邪の症状

茨城県

一般の方

同左

**医療機関、高齢者・障害者福祉施設の従事者
感染症指定医療機関・協力医療機関に
おける新規入院患者**

高年齢者など重症化しやすい方

同左

民間検査機関の更なる活用を進めるとともに、抗原検査等の新たな検査法の大規模活用を
にらんで、更なる検査体制の強化を検討

新型コロナウイルス感染対策マニュアル（高齢者・障害者福祉施設）の策定

1. 目的

入所施設では、感染が発生すると急速に拡大する恐れがあるため、外部からのウイルス侵入を防ぎ感染経路を遮断することが重要

このため、事前の対策と感染発生時の具体的対応を明確にし、感染発生時に迅速かつ適切に対応できる方策を明示

2. 基本方針

「持ち込まない」対策の徹底（職員等の健康管理・観察により感染経路を遮断）

「拡げない」対策の徹底（感染者の健康管理と感染拡大防止を徹底し、サービスを継続）

3. 事前準備

防護具等の確保及び感染防止トレーニングの実施

協力医療機関（嘱託医）・応援職員の連携体制の確保

ゾーニングシミュレーションの実施

4. 持ち込まない対策

職員

- ・健康観察
（発熱・咳等の状況確認）
- ・行動履歴の確認

清掃業者等

- ・職員と同様の健康観察

面会の制限



5. 拡げない対策

[感染疑い者発生時の対応]

感染疑い者の処遇

- ・職員は自宅待機
- ・利用者は原則個室隔離



すぐに相談・受診

接触者リストの作成
消毒等の実施



6. 拡げない対策

[感染者発生時の対応]

感染管理

施設内ゾーニングの実施

- ・レッドゾーン（感染者）
- ・グリーンゾーン（非感染者）
濃厚接触者は個室管理
- ・イエローゾーン（防護具等の着脱）

健康管理

協力医療機関（嘱託医）による指導

- ・感染者 症状観察（1日4回）
- ・非感染者 通常介護（健康状態に留意）

人員体制の確保

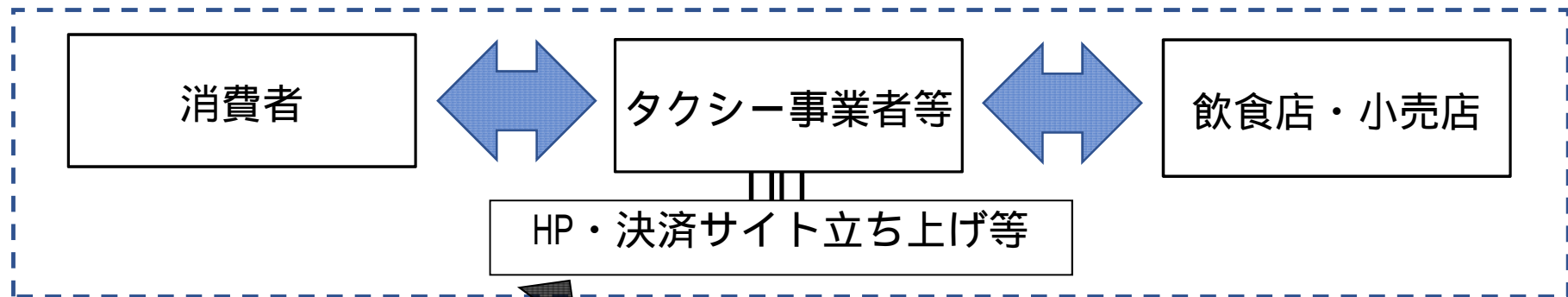
職員が不足する場合は県社会福祉協議会に派遣調整依頼

新しい生活様式に対応した 「茨城県デリバリー推進支援事業」の実施

< 事業概要 >

- ・ タクシー事業者等×飲食店等×ITでデリバリー事業を支援。
- ・ 2つの参入モデル（配食中心，買物代行中心）を提示し，取組を促進。

< スキーム >



< 県の支援策 >

- ・ アドバイザー派遣によるビジネスモデルの構築，IT導入支援。
- ・ 市町村や商工会・商工会議所等と連携した飲食・小売店の掘り起し。
- ・ 構築した参入モデルは，市町村等へ情報提供することで横展開。
- ・ 来週中に，事業提案の公募を開始し，早期の事業化を目指す。

詳細はHPで公表

県有施設の利用制限の緩和について

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、既に利用制限を緩和している博物館・美術館・公園（屋外）以外の県有施設について、5/18以降、順次利用制限を緩和します。

時 期	施 設 名
5 / 11 (月)	笠松運動公園, 堀原運動公園 【2施設】
5 / 12 (火)	偕楽園, 弘道館公園, 港公園, 霞ヶ浦総合公園, 県近代美術館(本館・天心記念五浦美術館), 県陶芸美術館, ミュージアムパーク県自然博物館, 県立歴史館, 植物園, 水郷県民の森 【11施設】
5 / 13 (水)	洞峰公園 【1施設】
5 / 18 (月)	アクアワールド大洗水族館, りんりんスクエア土浦, 健康プラザ, 総合福祉会館, 国民宿舎「鵜の岬」, 竜神大吊橋, レイクビュー水戸, ライフル射撃場 【8施設】
5 / 19 ~ 順次	その他の県有施設 【38施設】

適切な感染防止対策等の準備が整い次第、順次利用制限を緩和
各施設の利用制限緩和開始時期や利用可能なエリアについては、それぞれのHP等で周知予定
水族館については当面、土日を休館とするとともに、営業日の閉館時間1時間前倒し
各施設について、当面、県外、特に、緊急事態宣言の都道府県からの利用はご遠慮いただく

(県庁舎展望ロビー等) 5/18(月)から11階アトリウム, 25階展望ロビーの利用制限を緩和

県庁舎内飲食店舗 アトリウムカフェ・サザ(11階) 10:00~16:00(閉庁日を除く)
花水木ティーラウンジ(25階) 10:00~17:00(閉庁日を含む)
当面の間、物販・テイクアウトのみ
レストランマルシェ(議会棟2階) 11:00~14:00(閉庁日を除く)